

日本医療安全調査機構の現状

日本医療安全調査機構
事務局長

国立国際医療研究センター病院
院長

木村壮介

当機構の事業背景と経緯

H11年 H13年	都立広尾病院における医療事故／医師法21条違反刑事罰 日本外科学会声明 「診療行為に関連した『異状死』について」
H14年	日本内科学会「第三者機関設置等のための検討委員会」発足
H16年	日本医学会基本領域19学会の共同声明 「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」
H17年9月	日本学術会議 「報告 異状死等について－日本学術会議の見解と提言－」 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業開始 (運営主体:日本内科学会)
H22年4月	日本内科学会に、日本外科学会、日本病理学会、日本法医学会、日本医学会が運営主体に加わり、 「一般社団法人日本医療安全調査機構」 が設立

「診療行為に関連した死亡の調査分析事業」

目的

- 診療行為に関連した死亡における原因の究明
- 再発防止策の立案・提言、医療関係者への還元による、医療の質と安全性の向上

組織概要

一般社団法人

【理事】

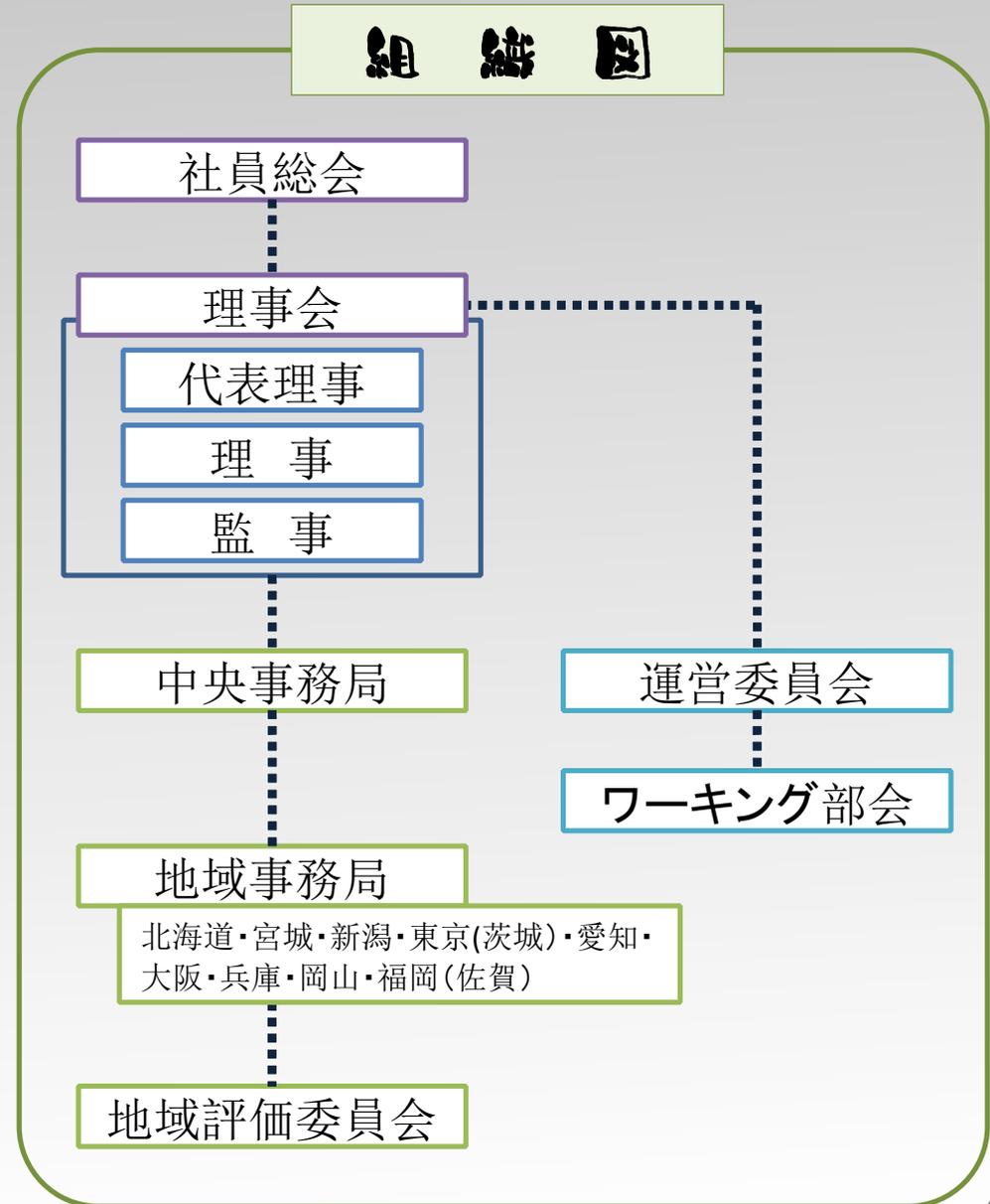
日本医学会	高久 史磨
日本内科学会	理事長
日本外科学会	理事長
日本病理学会	理事長
日本法医学会	理事長
日本病院会	会長
日本医師会	担当理事
運営委員会	座長
日本歯科医師会	常任理事
日本薬剤師会	常任理事
日本看護協会	副会長
全国医学部長病院長会議	相談役

【予算】

平成24年度

厚生労働省 補助金	1億2024万円
社員負担金	6000万円
	<hr/>
	1億8000万円

組織図



社員加入組織

(H25年2月現在、青字は団体)

1	日本医学会
2	日本内科学会
3	日本外科学会
4	日本病理学会
5	日本法医学会
6	日本医学放射線学会
7	日本小児科学会
8	日本皮膚科学会
9	日本精神神経学会
10	日本整形外科学会
11	日本産科婦人科学会
12	日本眼科学会
13	日本耳鼻咽喉科学会
14	日本泌尿器科学会
15	日本脳神経外科学会
16	日本麻酔科学会
17	日本臨床検査医学会
18	日本救急医学会
19	日本形成外科学会
20	日本リハビリテーション医学会
21	日本病院会
22	全国医学部長病院長会議

23	日本歯科医学会
24	日本薬剤師会
25	日本看護協会
26	日本血液学会
27	日本内分泌学会
28	日本感染症学会
29	日本循環器学会
30	日本アレルギー学会
31	日本糖尿病学会
32	日本神経学会
33	日本呼吸器学会
34	日本腎臓学会
35	日本リウマチ学会
36	日本胸部外科学会
37	日本心臓血管外科学会
38	日本呼吸器外科学会
39	日本口腔科学会
40	日本気管食道科学会
41	日本化学療法学会
42	日本輸血・細胞治療学会
43	日本生体医工学会
44	日本脈管学会

45	日本周産期・新生児医学会
46	日本人工臓器学会
47	日本核医学会
48	日本生殖医学会
49	日本心身医学会
50	日本消化器内視鏡学会
51	日本癌治療学会
52	日本リンパ網内系学会
53	日本超音波医学会
54	日本小児神経学会
55	日本集中治療医学会
56	日本臨床薬理学会
57	日本脳卒中学会
58	日本高血圧学会
59	日本透析医学会
60	日本肥満学会
61	日本血栓止血学会
62	日本血管外科学会
63	日本プライマリ・ケア連合学会
64	日本手外科学会
65	日本理学療法士協会

各地域事務局

	北海道	宮城	新潟	東京	
対象地域 ※	北海道内の 医療機関	宮城県内の 医療機関	新潟県内の 医療機関	茨城県内及び東京都内の 医療機関	
窓口	北海道医師会館内	東北大学病院内	新潟大学医学部 法医学教室内	東京都 港区事務局内	
電話番号	011-206-7360	022-274-1871	025-223-6186	03-3434-3670	
FAX	011-206-7361	022-274-1872	025-223-6186	03-3434-3671	
	愛知	大阪	兵庫	岡山	福岡
対象地域 ※	愛知県内の 医療機関	大阪府内の 医療機関	神戸市内の 医療機関	岡山県内の 医療機関	福岡県・佐賀県 内の医療機関
窓口	愛知県医師 会館内	大阪府医師 協同組合内	兵庫県 監察医務室内	岡山衛生会館内	福岡県医師会内
電話番号	052-251-6711	06-4304-7900	078-521-6333	086-272-3250	092-431-4588
FAX	052-251-6711	06-4304-7900	078-521-6334	086-272-3255	092-431-4606

※ 対象地域以外でも、ご遺体の移送が可能な場合等可能な範囲で、近隣の窓口による受付を検討する。

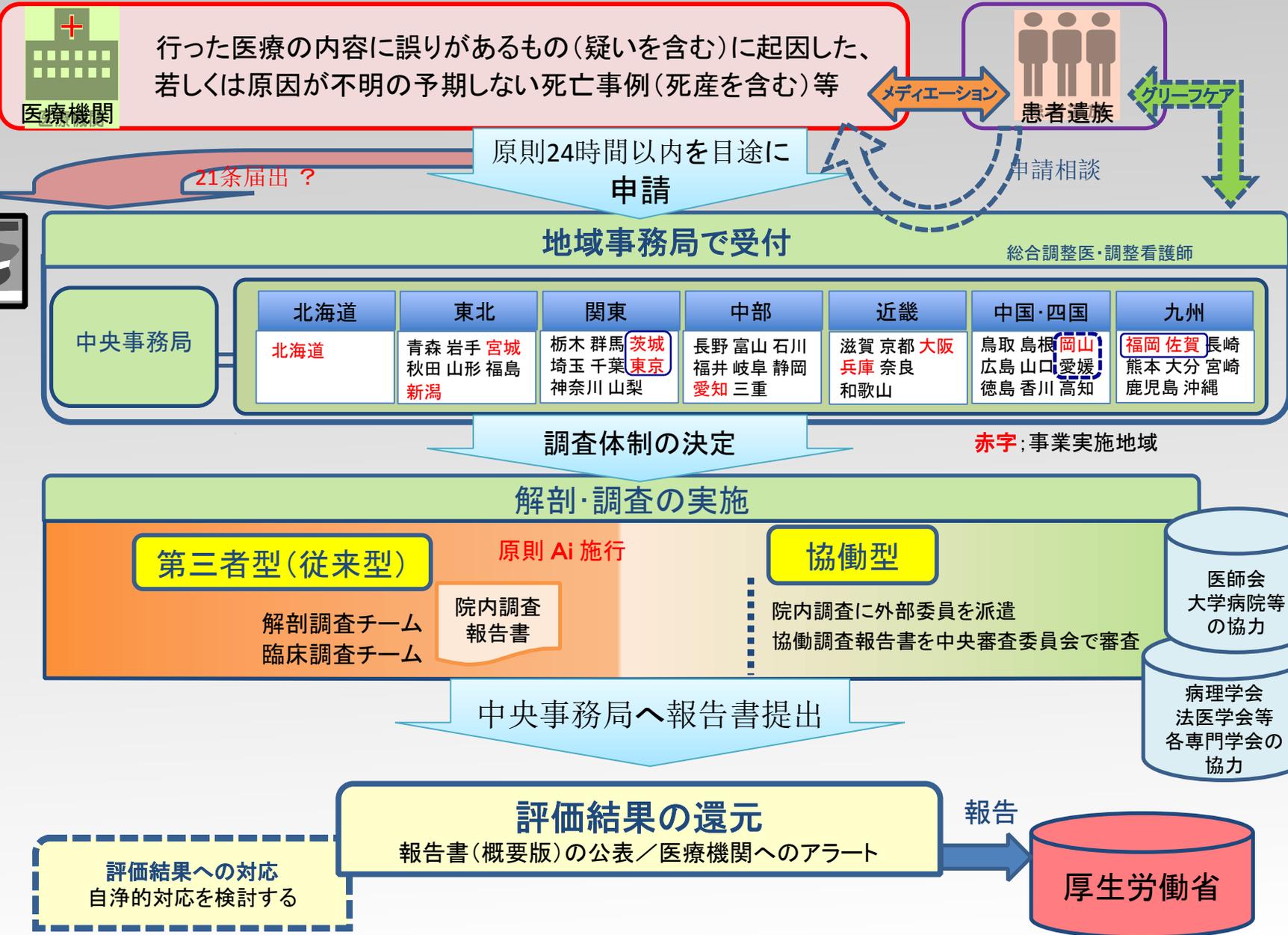
事例受付状況及び進捗状況

(平成25年3月6日現在)

	北海道	宮城	茨城	東京	新潟	愛知	大阪	兵庫	岡山	福岡	計
受付けた事例総数 (H17年から現在)	15 (2)	4	11	69 (2)	8 (1)	17 (5)	42 (2)	16 (1)	3	11	196 (13)
22年度受付数	4	1	1	13	0	3	3	6	0	2	33
23年度受付数	1	2	1	6	0	6	6	2	1	1	26
24年度受付数	2	0	2	6	1	3	10	5	1	2	32
受付後、評価中の事例	2	0	1	7	1	5	9	5	1	2	33
評価結果報告書を 交付した事例	13 (1)	4	10	61 (1)	7	12 (1)	32	11	2	9	161 (3)
評価結果報告書の交付に 至らなかった事例	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2

()内は、協働型的事例を再掲

医療安全調査機構の構造



事業方針並びに平成25年度事業計画

1 事業方針

- 当機構は、医療の質・安全の向上のため、診療行為に関連した死亡の事例に対し、中立性と公正性を持ってその原因の調査・分析を行うとともに再発防止策の策定・普及並びに透明性の確保を担う機関である。
- また、当機構は厚生労働省の支援のもと、医療界が自律的に組織し、幅広く団体・組織から参画を求め運営するものである。
- 今後、「診療行為に関連した死亡の調査分析事業のあり方に関する報告書」を踏まえ具体的な検討を行うとともに、全国での事業展開に向けて、事務局の設置・人材の確保、評価体制のありよう、財政基盤の強化等を検討するとともに、解剖体制も含めて対象地域の拡大に取り組むこととする。
- 更に、医療事故発生に伴う届出制度等、関連する現行制度のより良い改正に向けて働きかけるものである。
- 非解剖事例の対応等の課題については、引き続き検討をしていくこととする。

2 平成25年度 事業計画

(1) 事例受付の促進

受付事例計画 40事例

(従来型：20件、協働型：20件、可能な限りAiを施行)

(2) 安定した事業推進のための基盤強化

- ① 組織の体制の見直し
- ② 財政的基盤の整備
- ③ 広報活動の推進
- ④ 公正・中立な評価活動の充実
- ⑤ 医療安全への還元とあり方の検討
- ⑥ 人材育成

(3) 平成24年度にまとめられた企画部会報告書を基に
具体的な検討と取組みを行う。

調査事例の中間まとめ

事例の年齢構成

(194事例：H25年3月6日現在)

依頼医療機関の病床規模

(194事例:2施設からの申請を含む)

病床数

事例の主たる診療科

(194事例:3月6日現在)

警察への届け出の有無

(194事例:3月6日現在)

死因が明確になったか

(死亡時点での推定死因が確認できたか)

(59事例：平成22年4月～平成24年3月申請)

医療機関と遺族との関係

平成22年4月から平成24年3月までに終了した56事例中に対しアンケート調査（H24年5月～11月）し、回答があった44例の状況

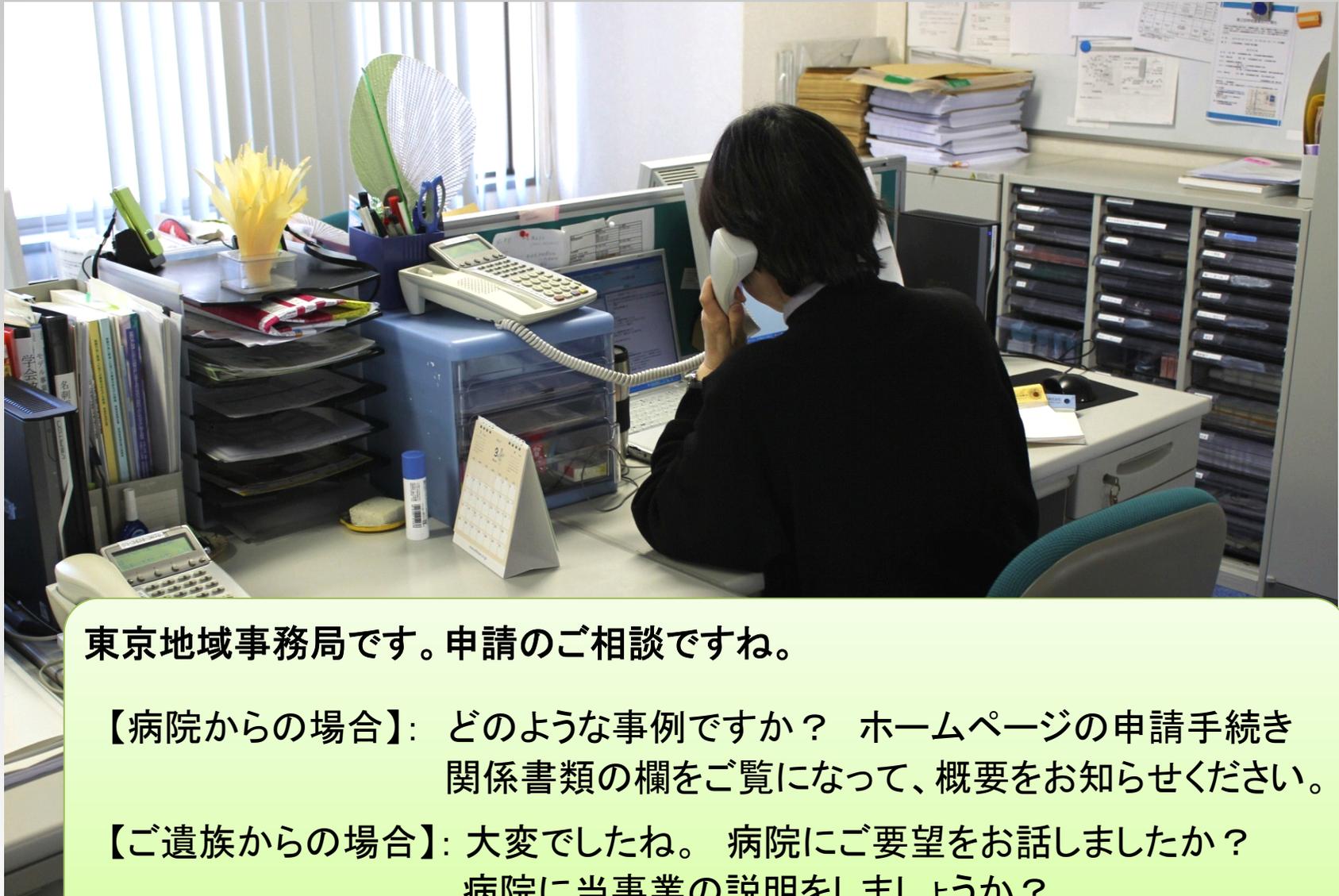
調査分析事業の実務について

モデル事業の対象

- 診療行為に関連した死亡について、死因究明と再発防止策を中立な第三者機関において検討するのが適切と考えられる場合。

(死因が一義的に明らかでない死亡事例等)

① 申請受付

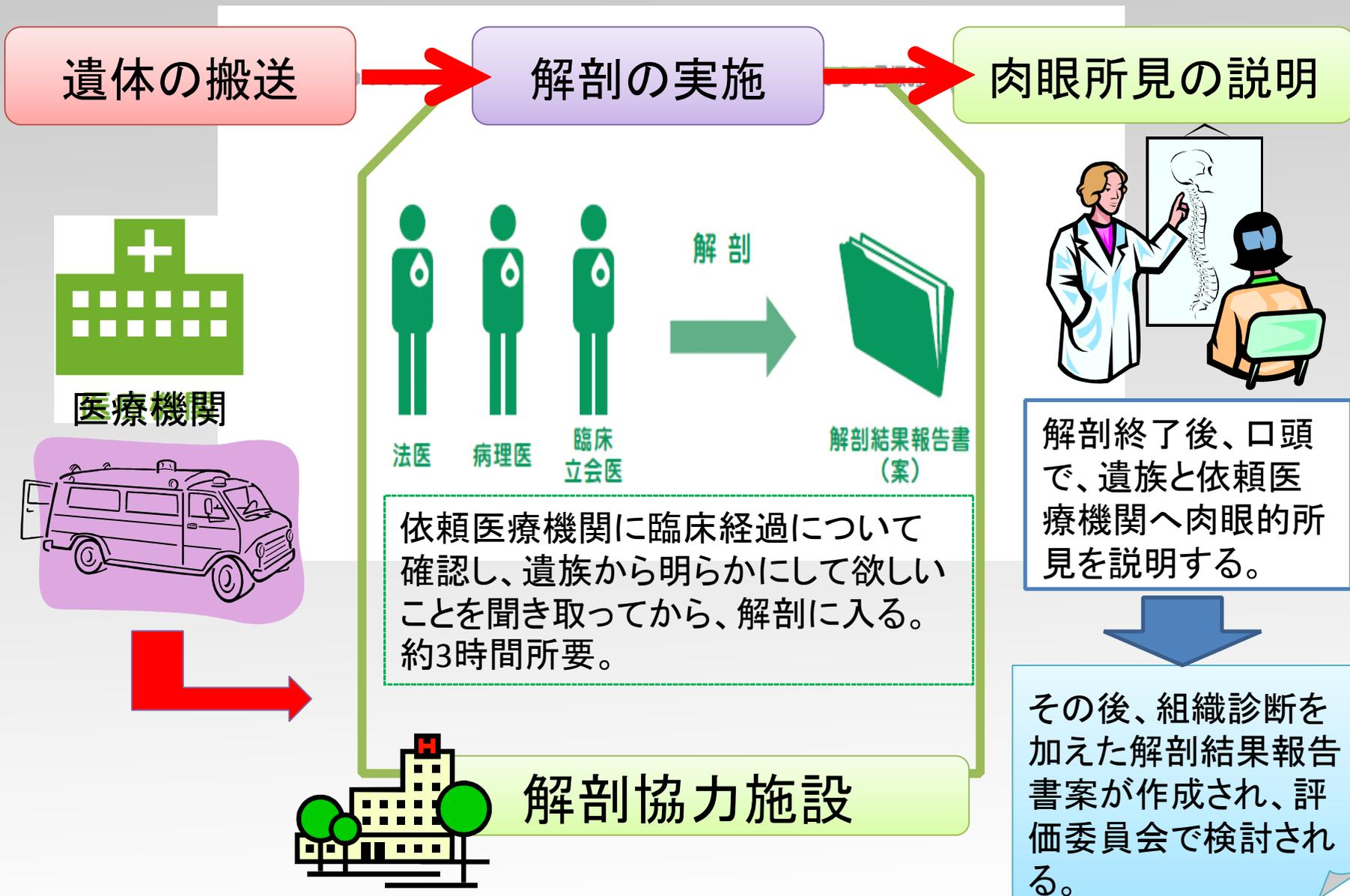


東京地域事務局です。申請のご相談ですね。

【病院からの場合】: どのような事例ですか？ ホームページの申請手続き関係書類の欄をご覧になって、概要をお知らせください。

【ご遺族からの場合】: 大変でしたね。病院にご要望をお話しましたか？ 病院に当事業の説明をしましょうか？

② 解剖



③ 地域評価委員会

受付からの目標時間

2~5ヶ月



解剖結果報告書



評価結果報告書



地域評価委員会

診療科の専門医



第1評価医



第2評価医



臨床評価医
(外科系・内科系)



総合調整医



解剖医
(法医・病理医・
臨床立会医)



法律家等

※事例の内容によって、医療安全の専門家・看護師・薬剤師・等の評価委員も選定され、約10名程度による評価委員会が構成される。

遺族の疑問に答えるために

調整看護師によるご遺族との面

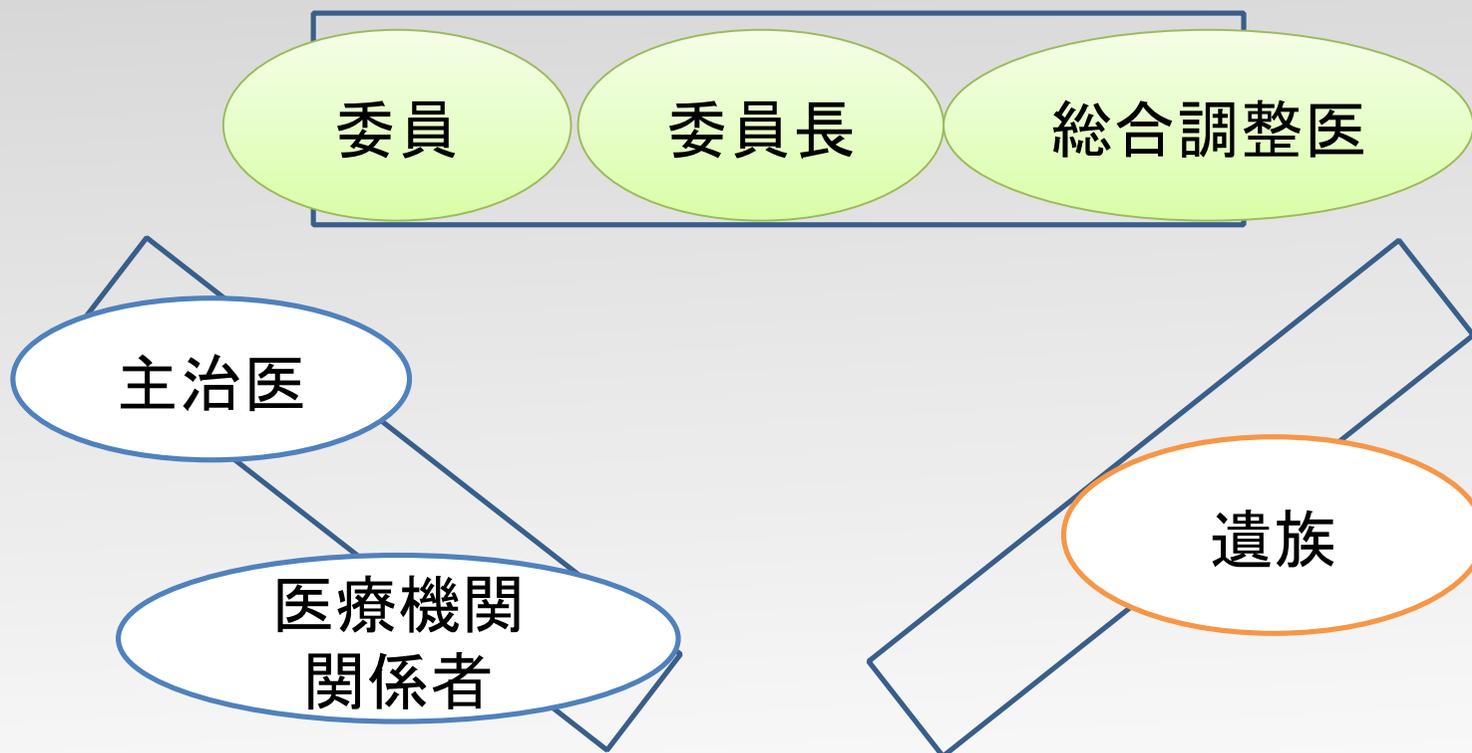
談

1. ご遺族の窓口となる方を確認
2. 今回の医療行為について受けた説明の確認
3. 当該事業に対して望んでいることを確認
 - ・明らかにしてほしいこと
 - ・医療行為について疑問点
 - ・医療者からの説明に対する疑問点 など



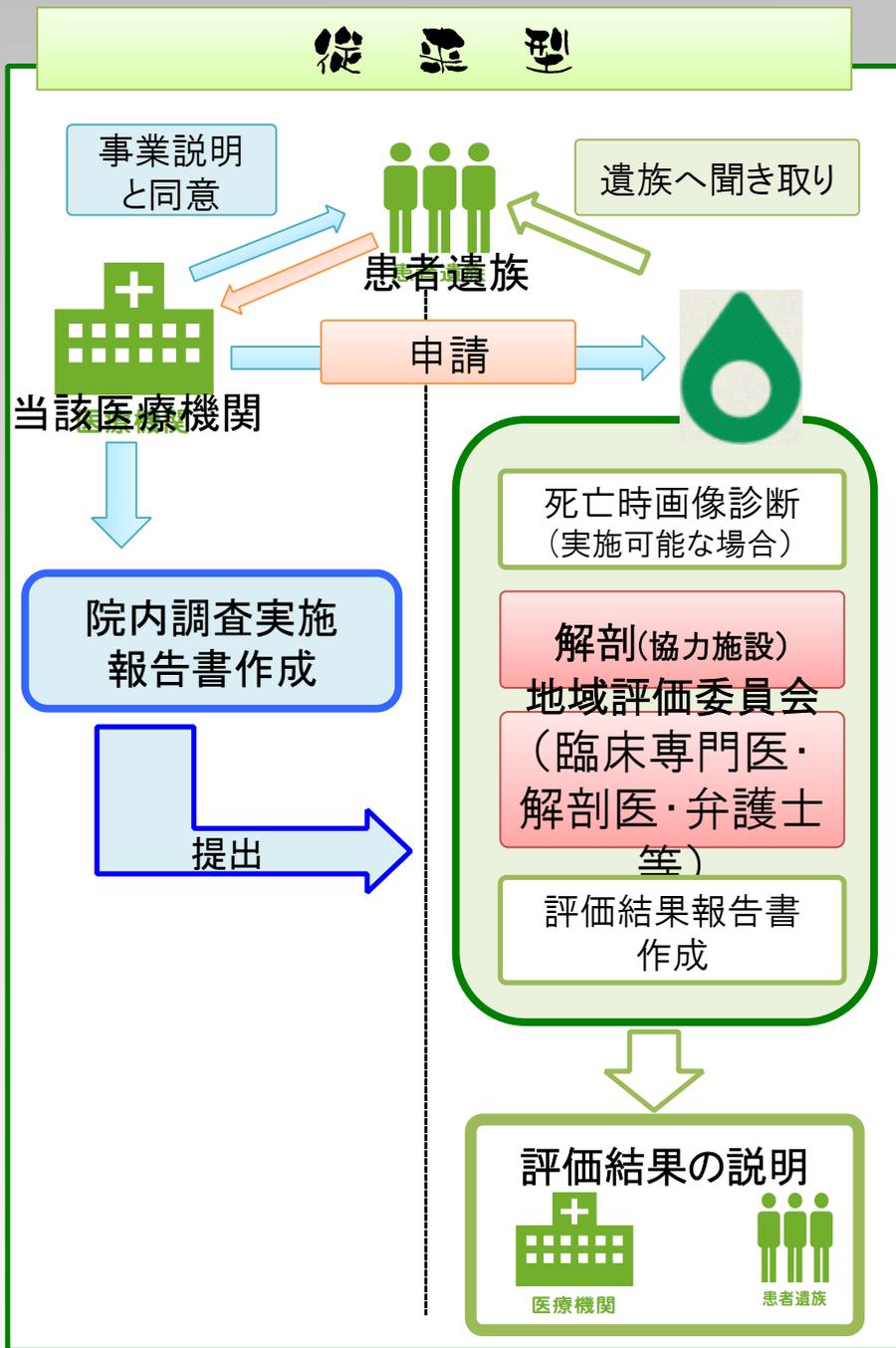
面談内容をまとめご遺族へ送付、承認後
地域評価委員会の資料として使用する

④ 説明会

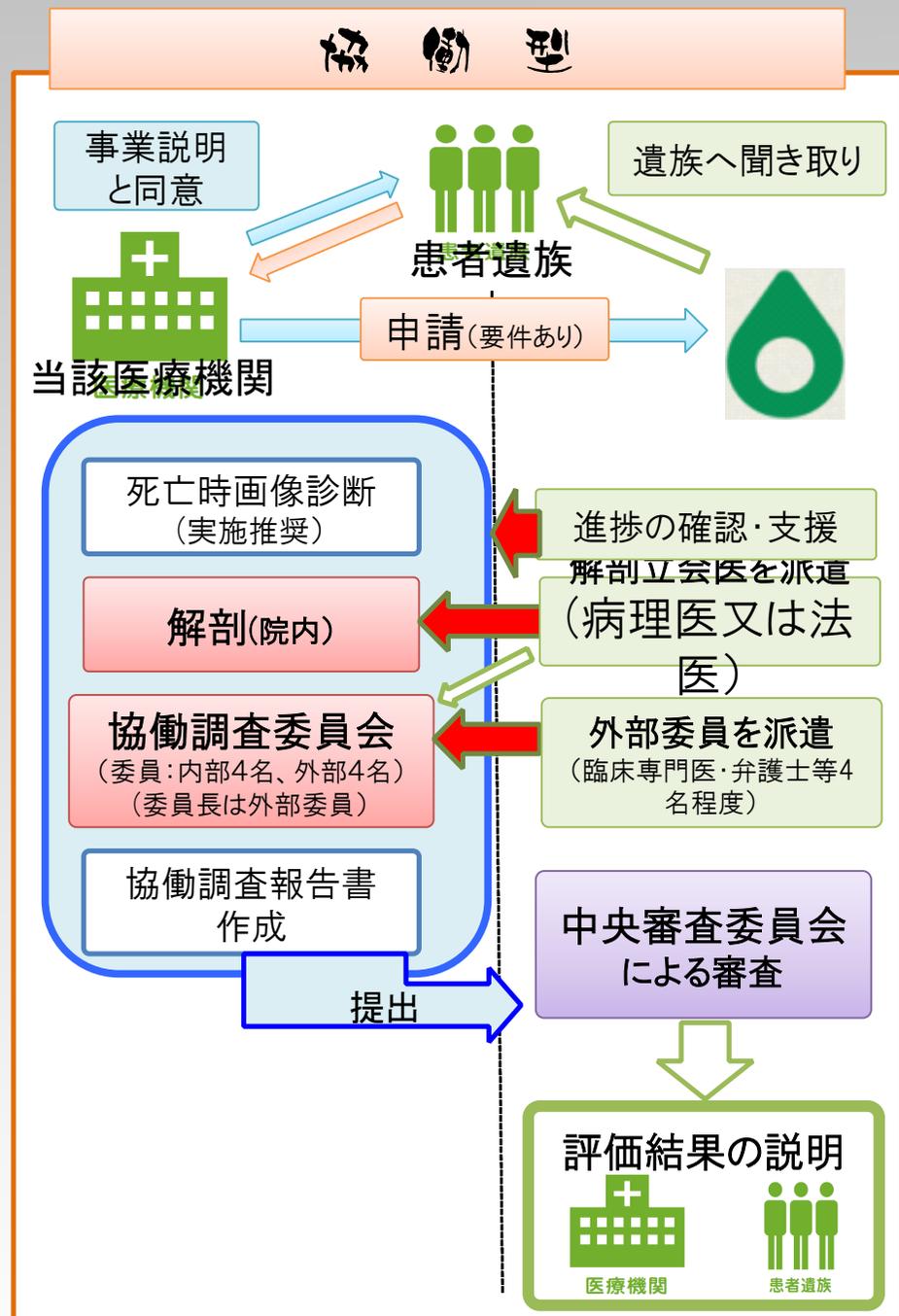


協働型について

従来型



協働型



「協働型」に申請可能な医療機関の要件

- ① 専従の医療安全管理者がいる。
- ② 通常のリスクマネジメント委員会開催などをはじめとする医療安全活動の実績がある。
- ③ 重大事故に限らず、恒常的に施設内の医療行為に伴う有害事象やヒヤリハット事例の抽出・改善活動が不足なく迅速に行われ、且つ、院外へ報告をしている。
- ④ 過去に外部委員が参加する公式な院内調査の実績がある。
- ⑤ 上記の活動が定期的に医療監視、医療機能評価機構等の外部機関により適正に評価されている。

※上記、②、③、⑤は、病院機能評価の認定を以て替える。

※申請可能な要件を満たすことを事前に登録することが望ましい。

「協働型」の目的

- ① 事業を全国に拡大した場合、現行の本機構独自の調査解剖体制を組むことが人材等の理由で難しい現状を考慮し、新しい方式を試行し制度化に向けた検討をする。
- ② 医療安全の推進は、医療機関自らが適正な調査分析を行うことが基本であるため、第三者性を担保し、院内で公正な調査分析が行われるよう支援する。